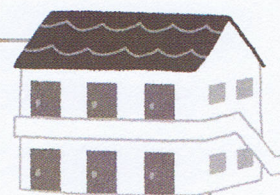


糸魚川市 UI ターン促進賃貸住宅家賃補助金



UI ターン者（若者・子育て世帯）に 賃貸住宅家賃の一部を補助します！



賃貸住宅家賃の 1 / 2 以内

子育て世帯の場合

賃貸住宅家賃の 2 / 3 以内

最大

3

万円／月を

2

年間

最大

4

万円／月を

2

年間

※賃貸住宅家賃・・・賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）
の月額から事業所等より支給される住宅手当等を除いた額をいいます。

補助対象者の要件

平成 30 年 4 月 1 日以降に就職した UI ターン者（※1）で次の全てに該当する方

- (1) 申請日において賃貸住宅（※2）の賃貸借契約を締結した賃借人であり、現に当該住宅に居住している方
- (2) 初回の申請年度の 4 月 1 日において、年齢が 18 歳以上 40 歳未満の方
（子育て世帯（※3）の場合にあっては子の父母のいずれか一方の年齢が 40 歳未満の方、糸魚川市駅北復興まちづくり計画に規定する計画対象地域内の賃貸住宅に居住する場合にあっては、年齢が 18 歳以上の方）
- (3) 新潟県内の事業所に常用労働者（※4）として就業している方又は
個人事業を営んでいる方
- (4) 他の公的制度による家賃助成を受けていない方
- (5) 勤務する事業所の人事異動等により、市外へ転出する見込みがない方
- (6) 市税を滞納していない方
- (7) 国家公務員及び地方公務員でない方

新規学卒の方も
補助対象と
なりました！

申請期日

当市に住所を有した日から 180 日以内かつ就職した日から 60 日以内

（平成 30 年 4 月 1 日から 6 月 28 日までの間に就職した UI ターン者は、就職した日から 180 日以内）

新潟県 糸魚川市（いといがわし） 総務部 企画定住課 人口減対策係

住所 新潟県糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号

TEL 025-552-1511(代) FAX 025-552-8955

E-mail kikaku@city.itoigawa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.itoigawa.lg.jp/>

糸魚川市 家賃補助

